

小中学校臨時休業に伴う学校給食用物資納入事業者への支援について

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う区立小中学校臨時休業により、学校給食が休止したことに伴い、学校給食用物資納入事業者などに多大な影響が生じている。また、国や都からも、学校臨時休業等で影響を受けている事業者等に対して、事業継続のための支援を積極的に取り組むよう通知があったところである。区においても、各学校が発注していた給食用食材について、臨時休業決定後に、急遽、発注の取消しを行った結果、契約上、事業者に対して支払い義務がない部分については、たとえ事業者が仕入れ等を行っていたとしても、区からの支払いはできない状況である。このことから、今後の学校給食を円滑に実施するためにも、事業者への支援が課題となっている。

このことを踏まえ、学校再開後の学校給食を安定的に維持・継続していくために、臨時休業に伴い、各学校が、急遽、発注の取消しをした令和 2 年 3 月分の学校給食用食材に係る仕入れ等に要した経費等について、国の補助金を活用し、事業者に対して補助することで支援する。

2. 補助内容

(1) 概要

学校給食用物資納入事業者に対する学校給食用食材に係る経費等の補助
令和 2 年 3 月分の学校給食用食材に限る。

(2) 補助額

25,254 千円

(3) その他

上記補助額は、令和 2 年度予算で支出した場合、4 分の 3 の額については文部科学省が定めた「学校臨時休業対策費補助金」で措置されるため、事業者へ支援金を支給するとともに、国へ交付申請を行い、区へ補助金が交付される見込みである。

3. 経費

令和 2 年第 3 回区議会定例会に補正予算案を提出する。

4. スケジュール

令和 2 年	8 月 ~	事業者からの支援金支給申請受付
	9 月	事業者へ支援金支給決定・交付 国へ補助金の交付申請
令和 3 年	1 月	国から区へ補助金交付決定・交付